定款変更認可申請　提出書類一覧　　○：提出が必要な書類　△：該当する場合提出が必要な書類

提出書類			事業目的の変更			基本財産の変更			役員定数変更・評議員会設置	準則にあわせた条文整理	備　考
			事業の開始		事業の廃止	建物新築	建物増改築	土地建物の処分			
			設置経営	受託経営							
申請書			○	○	○	○	○	○	○	○	記入例を参照すること。
添付書類目録			○	○	○	○	○	○	○	○	軽易なものについては、省略可。
理事会及び評議員会議事録（写）			○	○	○	○	○	○	○	○	原本証明必要。
変更後の定款			○	○	○	○	○	○	○	○	１ページ目に「変更後定款」と記載する。
現行の定款			○	○	○	○	○	○	○	○	１ページ目に「現行定款」と記載する。原本証明必要。
直近の決算書・財産目録			△								決算書＝収支計算書・貸借対照表等
事業計画書			△	△							２箇年分
収支予算書（補正予算書）			△	△							２箇年分
受託事業の概要説明書				△							
受託契約書（写）				△							原本証明必要。
関係条例（写）				△							原本証明必要。
施設整備関係	施設整備計画書		△			△	△				
	施設整備に係る予算書		△			△	△				
	補助金等の決定書（写）		△			△	△				補助金等がある場合。原本証明必要。
	助成金決定書（写）		△			△	△				助成金等がある場合。原本証明必要。
	借入金	借入金決定書または受理証明書（写）	△			△	△				福祉医療機構等からの借入がある場合。原本証明必要。
		償還計画書	△			△	△				各年度毎の償還計画。
		償還金贈与契約書（写）	△			△	△				償還金に寄附を予定している場合。原本証明必要。
		所得証明書、残高証明書	△			△	△				償還金に寄附を予定している場合。発行日から３月以内のもの。写しの場合、原本証明必要。
		身分証明書、印鑑登録証明書	△			△	△				
		各種補助要綱	△			△	△				補助金を償還財源とする場合。
	建築資金贈与契約書（写）		△			△	△				土地・建物取得等のために、寄附等を受ける場合。原本証明必要。
	所得証明書、残高証明書		△			△	△				土地・建物取得等のために、寄附等を受ける場合。発行日から３月以内のもの。写しの場合、原本証明必要。
	身分証明書、印鑑登録証明書		△			△	△				
	工事関係契約書、見積書、領収書（写）		△			△	△				原本証明必要。
	不動産売買契約書（写）		△			△	△				原本証明必要。
	不動産登記事項証明書		△			○	○	○			発行日から３月以内のもの。写しの場合、原本証明必要。
	建築確認書（写）		△			△	△				
	公図		△			△					発行日から３月以内のもの。写しの場合、原本証明必要。
	図面（付近見取図、立面図、平面図）		△	△		○	○				
施設長	施設長就任承諾書（写）		△	△							
	履歴書（写）		△	△							
	資格を有する書類（写）		△	△							開始する事業に、資格要件がある場合。
廃止事業に係る財産の処分方法					○			○			
事業の廃止届（写）又は認可書（写）					○			○			原本証明必要。
基本財産処分承認書（写）					○			○			原本証明必要。
役員・評議員名簿									○		
その他所轄庁が必要と認めた書類			△	△	△	△	△	△	△	△	